市では、屋根の除雪で支払った経費の一部を高齢者世帯、障がり者世帯、ひとり親世帯などに対し、助成します。 ※市から業者の派遣や斡旋などを行うものではありません。

- 対象世帯 ※以下の項目を全て満たす世帯
 - 市民税非課税世帯
 - 自力で除雪が困難な世帯
 - 親族(二親等以内)から労力的援助、経済的援助が受けられない世帯 (親族がいる場合は原則対象外ですが、ご事情により対象となることもあります。)

上記の条件に全て該当する世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

▼ 高齢者世帯

65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者等で構成されている世帯

▼ 障がい者世帯

障がい者のひとり暮らし、または障がい者等で構成されている世帯

※障がい者とは、次のいずれかをいいます。

- 身体障害者手帳 1~4 級所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者
- · 療育手帳 A所持者

▼ ひとり親世帯

ひとり親と義務教育修了前の子どものみの 帯サ

助成対象費用

常に居住している家屋の屋根の除雪費用。 屋根の除雪に伴う玄関先、避難経路の必要最小限 度の除雪も対象となります。(裏面をご覧くださ (1)

助成額(令和6年度変更) 利用世帯には、1回20,000円を上限とし、 年度内に3回まで助成します。 助成額を超えた分は自己負担となります。

申請の流れと申請方法 ④ 助成額の支払い 対象者 市 ③ 助成申請 (費用の支払まで完了) 2 除雪作 ・申請書 • 領収証 ・費用の内訳が分かる資料 以上の3点を除雪作業終了 後、3月31日までに提出し て下さい。 作業実施者

● 作業実施者

除雪の作業実施者については、指定はありませんが、二親等以内の親族が行った作業に関しては、助成対象と なりません。また、二親等以内の親族が経営する事業所に依頼した場合も助成対象となりません。

1 注意

作業中の事故などについては、利用者や作業実施者での対応となります。

作業実施者が屋根に上がって作業を行う場合、利用者の屋根にアンカーの設置がないことを理由に作業を断ら れてしまうこともあります。アンカー設置費用の一部については補助を受けることができます(要事前(5月) 申込み、補助の対象となるかは抽選で決まります)。裏面をご参照ください。

対象世帯の確認や不明な点等は、下記の問合せ先へご連絡下さい。

【問合せ先】

▽ 高齢者世帯の場合

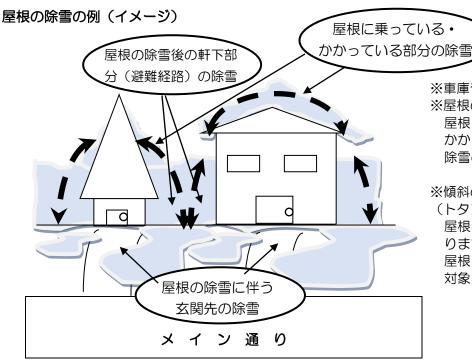
高齢福祉課 高齢福祉係

☎ 28−9200

▽ 障がい者・ひとり親世帯の場合 社会福祉課 障がい支援企画係

☎ 28-9223

ひとり親家庭支援係 ☎ 28-9222



※車庫や納屋、物置は対象外になります。 ※屋根の傾斜や材質(トタンなど)で 屋根に雪が乗っていなくても屋根に雪が かかっている場合は屋根の雪とみなし、 除雪の対象とします。

※傾斜の強い屋根や登れない屋根 (トタンなど)と業者が判断した場合は、 屋根に登っての作業はできない場合があ ります。登らずに行う作業であっても、 屋根にかかっている部分の除雪は、 対象になります。



法律の規制(労働安全衛生法)

労働安全衛生法は、労働者が安全に業務を行えるように雇用主が守るべきことを 定めた法律です。

この法律では、墜落のおそれがある作業をする労働者に対して「雇用主は墜落制 止用器具(安全帯)を使用させなければならない」と定めています。

そのため、屋根雪下ろしを業者に依頼する場合、業者は適切に安全帯を使用できると判断できなければ作業を請け負うことができません。

自ら所有する建物の屋根雪下ろしを自身で行う場合、業務ではおいため、この法律は適用されませんが、危険を伴う作業に変わりはおいので、命綱を使用するとともに、墜落の可能性がある屋根の端で作業を行わないことが重要です。

屋根の雪下ろし用アンカー設置に係る補助金のご案内

市では雪下ろしに伴う転落事故の防止を目的に、住宅リフォーム支援事業の対象として、転落防止のための命綱固定金具(アンカー)等の設置に要する費用の一部を補助します。

- ●対象者=過去に下記の補助金の交付を受けておらず、市税などの滞納がない方(世帯)
 ※上記以外にも要件があります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。
- ●補助対象工事=次の条件を満たす工事
 - ・補助対象費用が10万円以上(税込)で、令和8年3月6日(金)までに完了し、 実績報告書を提出できる工事
 - ※増改築の物件は対象外です。
- ●補助対象工事=次の条件を満たす工事
- ●施工者の要件

 二市内に本社がある法人事業者または市内に住所がある個人事業者

お住まいの住宅をリフォームする場合

- ●補助金額=補助対象費用の15% (上限15万円)、一定要件に該当する場合は20% (上限20万円)
- ●申請期間 = 令和7年5月8日(木)~15日(木)(土・日曜日を含む)(抽選制) 追加募集=令和7年9月5日(金)~11日(木) 中古住宅を購入してリフォームする場合 (土・日曜日含む)(抽選制)
- ●補助金額=補助対象費用の 1/2 で上限は30万円、市の空き家バンク登録物件を購入した場合は上限45万円。 要件により最大40万円の加算あり。
- ●申請期間=令和7年4月14日(月)~9月30日(火)(土・日曜日、祝日を除く)〈先着順〉

【問合せ先】 住宅リフォーム支援事業について

建築課

☎ 26-3557

住宅

リフォーム 支援事業 HP